

静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とするため、ワクチン接種歴や検査結果の証明が必要な活動等に参加する者や、感染拡大時の感染に不安を感じる無症状者への検査実施に協力した事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、「新型コロナウイルス感染症検査無料化事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- ア ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下、「定着促進事業」という。）
- イ 感染拡大傾向時の一般検査事業（以下、「一般検査事業」という。）
- ウ 検査体制整備事業

第3 補助の対象及び額

- (1) 補助の対象及び補助額は、別表1のとおりとする。
- (2) 別表1に掲げる事業のうち、既に完了した事業であっても、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めたものにあつては、補助の対象とし、その補助額は同表のとおりとする。この場合において、第5の(1)及び(2)並びに第6の規定は適用せず、第4の(1)のイ中「事業計画書」とあるのは「実績報告書」と、同ウ中「収支予算書」とあるのは「収支決算書」と、第7(2)中「補助金交付確定通知書」とあるのは「補助金交付決定兼確定通知書」と読み替えるものとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 資金状況調べ（様式第4号） ※概算払をする場合
- オ 口座振替通知登録（債権者登録）申出書（様式第5号）
- カ 本人確認書類（運転免許証の写し、個人番号カードの写し、パスポートの写し等をいう。以下同じ。）（申請者が個人の場合に限る。）
- キ 「法人の印鑑証明書の原本（請求日から3か月以内に取得したもの）」又は「法人の登記事項証明書の原本（請求日から3か月以内に取得したもの）及び代表者の本人確認書類」（申請者が法人の場合に限る。）
- ク 口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）
- ケ その他参考となる書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて（3）の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。

第6 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 事業実績報告書（様式第8号）

イ 実績報告書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第7 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第8 概算払の請求手続

(1) 提出書類 1部

ア 概算払請求書（様式第6号）

イ 資金状況調べ（様式第4号）

（2）提出期限

別に定める日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（1）交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（2）実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（（1）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

（3）消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

（2）に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（（1）又は（2）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第10 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行する。ただし、第2ウの事業は令和3年11月26日以降に実施した検査体制整備について適用する。

この要綱は、令和4年3月30日から施行し、令和4年1月26日から適用する。

この要綱は、令和4年4月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。